

公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成24年11月30日一部改正)

(平成26年3月31日一部改正)

(平成26年12月24日一部改正)

(平成28年3月2日一部改正)

(平成28年3月25日一部改正)

(平成28年12月21日一部改正)

(平成29年12月12日一部改正)

(平成30年3月26日一部改正)

(平成30年4月17日一部改正)

(平成30年12月18日一部改正)

(平成31年3月27日一部改正)

(令和元年12月25日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（学長及び臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、

それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 一般職給料表（別表第2）

(3) 指定職給料表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別に定める。

3 理事長は、第1項第3号の給料表の適用を受ける職員を除く職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号又は第2号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、特定業務職員及び契約職員の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は、別に定める。

6 第1項第3号の給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

7 第1項第1号の給料表の適用を受ける職員には、公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程第2条に規定する特任教員（以下「特任教員」という。）を含む。ただし、特任教員の給料月額は、第3項により決定された額に10分の6を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

（昇給の基準）

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の

昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳（別に定める職員にあっては、56歳以上で別に定める年齢）に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。
- 3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条（第2項を除く。）の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等（公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する休日（第16条を除き、以下「休日」

という。)及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難しい場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族(次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。)のある職員に対して支給する。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

(3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族(前号に該当する者を除く。)

(4) 心身に著しい障害がある親族

第9条 扶養手当の月額は、扶養親族たる子については1人につき10,000円(職員に配偶者がいない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については8,100円)とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、

当該距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合にあっては 500 円をそれぞれその額に加算した額)

ア 使用距離が片道 5 キロメートル未満 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 4,200 円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満 7,100 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満 10,000 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満 12,900 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満 15,800 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満 18,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満 21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満 26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満 28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満 29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前 2 号に掲げる額 (1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が 55,

000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に対して支給する。

- 2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
 - (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に

定める。

(地域手当)

第12条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額を、次に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

(大学院研究科手当)

第13条 学部の授業に加え、大学院研究科の授業を常時担当する教員並びに博士論文指導担当教員に対して、大学院研究科手当を支給する。

2 前項の大学院研究科手当の額は、別に定める額とする。

3 大学院研究科手当は、月1回支給するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、大学院研究科手当について必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第14条 職員が、正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）について勤務しないときは、勤務しない時間1時間につき、給与月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下同じ。）を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、労働組合のための職員の行為の制限の特例に関する規程に規定するとき、又は勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

3 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第16条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の1.2倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支

給することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあっては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）
- (2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（夜間勤務手当）

第17条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

（時間外勤務手当等の特例）

第18条 監視，断続的業務その他職務の特殊性により第15条から前条までの規定により難しい場合においては、第15条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額は、給料月額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の

午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあっては、当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第23条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、算定基礎額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 特定業務職員及び契約職員以外の職員 100分の130（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の70、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の110）以内
 - (2) 特定業務職員及び契約職員 100分の72.5（管理又は監督の

地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の62.5)以内

3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

(1) 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が5級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの

(2) 第3条第1項第2号及び第3号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

(3) 第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第41条の懲戒事由に該当して同規則第42条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規

則第22条第1項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場

合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定め

る日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 特定業務職員及び契約職員以外の職員 算定基礎額に100分の95（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあつては100分の100、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 特定業務職員及び契約職員 算定基礎額に100分の45（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第21条第3項に規定する合計額とする。

4 第21条第4項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第24条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第25条 第4条，第8条，第9条及び第11条の規定は，契約職員には適用しない。

2 第4条、第8条、第9条、第11条、第13条及び第15条から第19条までの規定は、第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員には適用しない。

3 第15条から第17条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

4 第4条の規定は、特任教員及び特定業務職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第26条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第27条 休職中の職員(別に定める職員を除く。)に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)については、この限りでない。

(1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当

(2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当

(3) 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休

職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第28条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(京都市の職員から常勤の役員を兼務する職員となった者の取扱い)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、役員を兼務する職員(任命権者の要請に応じ、京都市の職員(京都市職員給与条例(以下「給与条例」という。)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)から引き続いて法人の常勤の役員となるため退職手当を支給されずに京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の常勤の役員となった者に限る。)の給与は、その者が京都市の職員であったものとした場合に給与条例により支給されることとなる給与を支給する。

(副学長を兼務する職員となった者の取扱い)

第29条の2 副学長を兼務する職員の給与は、その者が第3条第1項第1号又は同項第2号に規定する給料表を適用された場合に支給されることとなる給与を支給する。

(控除金)

第30条 職員に給与を支給する際、法令に別段の定め又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除することができる。

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補足)

第32条 理事長が特に必要と認めるときは、この規程に規定する給与以外の給与を支給することができる。

2 前項の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

- 3 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成24年11月30日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

(平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成24年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第21条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成24年4月1日において減額改定対象職員(適用される給料、その職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員をいう。以下同じ。)が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、管理職手当及び役員手当の月額合計額に100分の0.37に乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に

定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成24年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(その他の経過措置)

- 4 この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	85号給から129号給
	2級	65号給から105号給
	3級	52号給から89号給
	4級	25号給から77号給

附則(平成26年3月31日理事長決定)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成26年12月24日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第10条第2項及び別表第1から別表第2までの規定は平成26年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成26年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」

とあるのは「100分の82.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年3月2日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1から別表第3までの規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と

と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年3月25日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成28年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程(以下「新規程」という。)新規程第11条の規定にかかわらず、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項各号中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。

- 4 新規程第11条に掲げる職員(以下「新第1号職員」という。)に該当

しない職員（前項の職員を除く。）については、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程（以下「旧規程」という。）第11条の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	旧規程第11条第2項第1号	10,500円	8,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第11条第2項第1号	10,500円	5,500円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第11条第2項第1号	9,500円	7,500円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第11条第2項第2号	9,500円	5,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第11条第2項第2号	10,500円	3,000円
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	旧規程第11条第2項第2号	9,500円	2,500円

- 5 新第1号職員に該当する者の新規程第11条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第11条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第11条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

（その他の経過措置）

- 6 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成28年12月21日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成29年12月12日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成30年3月26日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成33年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第4条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の規定第8条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円（職員に配偶者がない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については8,100円）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円（職員に配偶者がない場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち1人については10,800円）
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円（職員に配偶者がない場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち1人については9,900円）
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円（職員に配偶者がない場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち1人については9,000円）

附 則（平成30年4月17日理事長決定）

この規程は、平成30年4月17日から施行する。

附 則（平成30年12月18日理事長決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第21条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月27日理事長決定）

この規程は、決定の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 令和元年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第3条関係）

教 育 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900

33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200
36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700

69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		

105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			

備考1 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第2（第3条関係）

一 般 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	136,300	183,800	217,400	264,000	282,900	313,800	346,500	389,900
2	137,300	185,600	219,200	265,900	285,100	316,400	349,300	392,700
3	138,300	187,400	221,000	267,900	287,400	318,900	352,000	395,700
4	139,300	189,200	222,800	269,900	289,700	321,500	354,800	398,700
5	140,100	190,900	224,500	271,600	291,900	324,000	357,300	401,700
6	141,200	192,700	226,400	273,700	294,200	326,600	360,100	404,600
7	142,300	194,500	228,200	275,800	296,500	329,200	362,900	407,600
8	143,400	196,300	230,100	277,900	298,800	331,800	365,700	410,500
9	144,500	198,000	231,600	279,200	301,000	334,300	368,200	413,500
10	145,600	199,800	233,600	281,400	303,300	336,900	371,000	416,400
11	146,700	201,600	235,500	283,600	305,600	339,500	373,800	419,400
12	147,800	203,400	237,400	285,800	307,900	342,000	376,500	422,400
13	148,900	205,100	238,700	286,800	310,100	344,600	379,100	425,300
14	150,200	206,900	240,700	289,100	312,400	347,200	382,000	428,300
15	151,500	208,700	242,600	291,400	314,700	349,800	384,800	431,300
16	152,800	210,500	244,600	293,700	317,000	352,300	387,700	434,200
17	154,100	212,200	245,800	294,500	319,300	354,900	390,300	437,100
18	155,500	214,000	247,700	296,800	321,600	357,500	393,300	440,100
19	157,000	215,800	249,700	299,100	323,900	360,000	396,300	443,100
20	158,500	217,600	251,700	301,400	326,100	362,600	399,300	446,100
21	159,500	219,300	253,700	303,600	328,400	365,200	401,000	449,000
22	161,500	221,100	255,600	305,900	330,500	367,800	403,200	452,100
23	163,500	222,900	257,500	308,100	332,700	370,400	406,100	455,200
24	165,500	224,700	259,300	310,400	334,800	373,000	408,900	458,200
25	167,400	226,400	260,400	312,600	337,100	375,700	411,700	460,900
26	169,400	228,100	262,300	314,800	339,200	378,400	414,300	464,000
27	171,400	229,900	264,200	316,900	341,400	381,100	417,000	467,000
28	173,400	231,700	265,700	319,100	343,500	383,700	419,800	470,100
29	175,300	233,500	267,100	321,300	345,700	386,500	422,400	473,000
30	177,300	234,700	269,000	323,400	347,900	389,200	424,900	476,300
31	179,300	236,600	270,900	325,600	350,000	391,800	427,600	479,700
32	181,200	238,600	272,800	327,600	352,200	394,400	430,300	482,900

33	182,900	240,300	273,800	329,600	354,300	397,000	433,100	486,300
34	184,700	241,800	275,700	331,600	356,400	399,400	435,700	489,300
35	186,500	243,700	277,600	333,700	358,500	401,700	438,400	492,200
36	188,300	245,500	279,500	335,800	360,700	404,100	441,000	495,300
37	190,000	246,400	280,500	337,700	362,800	406,100	443,700	498,200
38	191,800	247,900	282,400	339,800	365,000	407,900	446,300	500,800
39	193,600	249,400	284,300	341,800	367,100	410,000	448,800	503,500
40	195,400	250,900	286,200	343,800	369,200	412,100	451,400	506,100
41	197,100	252,500	287,200	345,800	371,300	414,200	453,100	508,500
42	198,900	253,900	289,000	347,800	373,400	416,200	455,200	510,700
43	200,700	255,400	290,800	349,800	375,400	418,100	457,200	512,900
44	202,500	257,000	292,600	351,900	377,500	420,200	459,300	515,100
45	204,100	258,600	293,900	353,900	378,900	421,900	461,500	517,400
46	205,800	260,000	295,600	355,800	380,700	423,400	463,600	519,600
47	207,600	261,700	297,200	357,600	382,500	424,900	465,600	521,800
48	209,400	263,500	298,900	359,500	384,300	426,500	467,700	524,000
49	211,000	264,700	300,600	360,800	385,900	427,800	469,900	526,300
50	212,700	266,100	302,200	362,200	387,600	429,200	471,900	528,300
51	214,400	267,900	303,900	363,700	389,200	430,700	473,900	530,500
52	216,100	269,600	305,600	365,000	391,000	432,200	476,000	532,600
53	217,600	270,800	307,100	366,200	392,600	433,600	478,100	534,600
54	219,300	272,200	308,700	367,400	394,000	434,900	479,900	536,400
55	220,800	273,800	310,400	368,600	395,400	436,200	481,700	538,200
56	222,500	275,500	312,000	369,900	396,800	437,500	483,300	539,900
57	223,800	276,800	313,300	371,000	398,300	438,500	484,900	541,800
58	225,200	278,000	314,800	372,000	399,200	439,300	486,400	543,500
59	226,700	279,600	316,500	373,000	400,300	440,300	487,900	545,200
60	228,300	281,100	318,200	374,000	401,300	441,300	489,400	546,900
61	229,800	282,700	319,400	374,800	402,200	442,300	490,900	548,500
62	231,300	284,200	320,500	375,700	403,000	443,200	491,800	550,200
63	232,900	285,700	321,900	376,600	403,800	444,200	492,700	551,800
64	234,400	287,100	323,100	377,200	404,600	445,200	493,600	553,500
65	235,700	288,300	323,600	377,900	405,200	446,000	494,400	555,100
66	237,100	289,500	324,700	378,500	406,000	447,000	495,300	556,200
67	238,600	290,700	325,500	379,100	406,700	448,000	496,200	557,400
68	240,100	291,900	326,500	379,700	407,500	448,900	497,100	558,600

69	241,400	293,100	327,500	380,300	408,200	449,700	497,800	559,600
70	242,900	294,300	328,400	380,900	409,000	450,300	498,600	560,800
71	244,300	295,500	329,400	381,500	409,800	451,200	499,500	562,000
72	245,800	296,600	330,200	382,100	410,500	452,100	500,400	563,200
73	247,100	297,800	331,400	382,700	411,200	453,000	501,100	564,100
74	248,500	298,900	332,400	383,300	411,800	453,700	502,000	565,300
75	249,900	300,000	333,500	383,900	412,500	454,400	502,900	566,500
76	251,300	301,200	334,600	384,500	413,200	455,100	503,800	567,700
77	252,500	302,300	335,300	385,100	414,100	455,900	504,400	568,600
78	253,800	303,200	336,200	385,700	414,800	456,600	505,200	569,700
79	255,100	304,100	337,300	386,300	415,600	457,300	506,100	570,900
80	256,400	305,000	338,300	386,900	416,300	458,000	507,000	572,100
81	257,500	305,900	339,200	387,500	417,000	458,800	507,700	573,100
82	258,600	306,300	340,000	388,100	417,700	459,500	508,500	
83	259,700	306,900	341,000	388,700	418,400	460,200	509,400	
84	260,800	307,700	342,000	389,300	419,100	460,900	510,300	
85	262,000	308,500	342,900	389,900	419,600	461,700	511,000	
86	263,000	309,200	343,600	390,500	420,300	462,400	511,800	
87	264,000	309,900	344,500	391,100	421,000	463,100	512,700	
88	265,000	310,600	345,500	391,800	421,700	463,800	513,600	
89	266,000	311,100	346,500	392,300	422,200	464,600	514,300	
90	266,800	311,600	347,500	392,900	422,900	465,300		
91	267,600	312,100	348,100	393,500	423,600	466,000		
92	268,400	312,600	349,100	394,200	424,300	466,700		
93	268,900	313,200	349,900	394,700	424,800	467,400		
94	269,400	313,700	350,700	395,300	425,500	468,000		
95	269,900	314,200	351,600	395,900	426,200	468,700		
96	270,400	314,700	352,100	396,600	426,900	469,400		
97	270,700	315,300	353,200	397,100	427,400	470,200		
98		315,700	354,000	397,700	428,000			
99		316,200	355,000	398,300	428,700			
100		316,700	356,000	399,000	429,400			
101		317,300	356,500	399,500	429,900			
102		317,700	357,200	400,100	430,600			
103		318,200	358,100	400,700	431,300			
104		318,700	359,100	401,400	432,000			

105	319,300	359,800	401,900	432,400			
106	319,800	360,300	402,500				
107	320,300	361,100	403,100				
108	320,800	362,000	403,800				
109	321,300	362,800	404,300				
110	321,800	363,200	405,000				
111	322,300	364,100	405,700				
112	322,800	364,900	406,200				
113	323,100	365,700	406,700				
114	323,600	366,400	407,300				
115	324,100	366,800	408,000				
116	324,600	367,400	408,700				
117	324,900	368,100	409,100				
118	325,400	368,800					
119	325,900	369,400					
120	326,400	369,800					
121	326,700	370,200					
122	327,200	370,700					
123	327,700	371,100					
124	328,200	371,500					
125	328,500	371,700					
126	329,000	372,000					
127	329,500	372,500					
128	330,000	373,000					
129	330,300	373,200					
130	330,800	373,400					
131	331,300	373,800					
132	331,800	374,300					
133	332,100	374,600					
134	332,600	374,800					
135	333,100	375,200					
136	333,600	375,700					
137	333,900	376,000					
138		376,400					
139		376,600					
140		377,100					

141		377,400				
142		377,800				
143		378,300				
144		378,500				
145		378,700				
146		379,100				
147		379,600				
148		379,800				
149		380,000				

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

指 定 職 給 料 表

職 名	給料月額
副学長	709,000 円